

令和6年度

奈良県宿泊施設立地促進事業補助金

募集要項

■募集期間

令和6年8月26日（月）午前9時から

令和7年1月31日（金）午後5時まで（必着）

奈良県 産業部

産業創造課

令和6年8月

目 次

1. この要項について	- 2 -
2. 事業の目的.....	- 2 -
3. 募集の概要.....	- 2 -
4. 事業計画認定までの流れ	- 4 -
5. 補助申請要件	- 4 -
6. 補助金の額.....	- 6 -
7. 審査の実施.....	- 7 -
8. 認定／不認定通知	- 8 -
9. 認定後の留意点.....	- 8 -
10. 操業後の留意点	- 10 -
11. その他	- 11 -

1. この要項について

奈良県は、奈良県宿泊施設立地促進事業補助金について、以下の要領で補助対象事業の公募を行います。補助金の交付等については、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）及び奈良県宿泊施設立地促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、関係諸法令及びこの募集要項に定めるところによります。

なお、事情の変更等により、公募の期間変更や中止等が生じることがあります。

2. 事業の目的

地域の特性に応じた宿泊施設の立地促進を図ることにより、滞在型観光を一層推進することを目的とします。

3. 募集の概要

(1) 募集期間

令和6年8月26日（月）午前9時 から

令和7年1月31日（金）午後5時 まで **（必着）**

※ただし、受付は平日の午前9時から午後5時までとします。

※提出より前に、必ず事前相談をお願い致します。

事前相談なく提出された場合、内容により受領できないことがあります。

(2) 募集対象施設

認定を受けた日(令和7年3月中を予定)から令和8年3月31日（火）まで
に着工（いわゆる「杭打ち工事」等）する、県内に新築、増改築または設備
等を導入する宿泊施設（「5. 補助申請要件」に記載する要件等を満たすこと。）

(3) 提出書類（以下「事業計画認定申請書」という。）

- ・「奈良県宿泊施設立地促進事業補助金事業計画認定申請書」

その他、知事が必要と認める書類（本要項の末尾を参照）

申請書は、以下のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.nara.jp/59156.htm>（「奈良県 産業創造課」で検索）

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留に限ります。）

郵送の場合も、**提出期限時刻までに必着**です。

(5) 提出部数

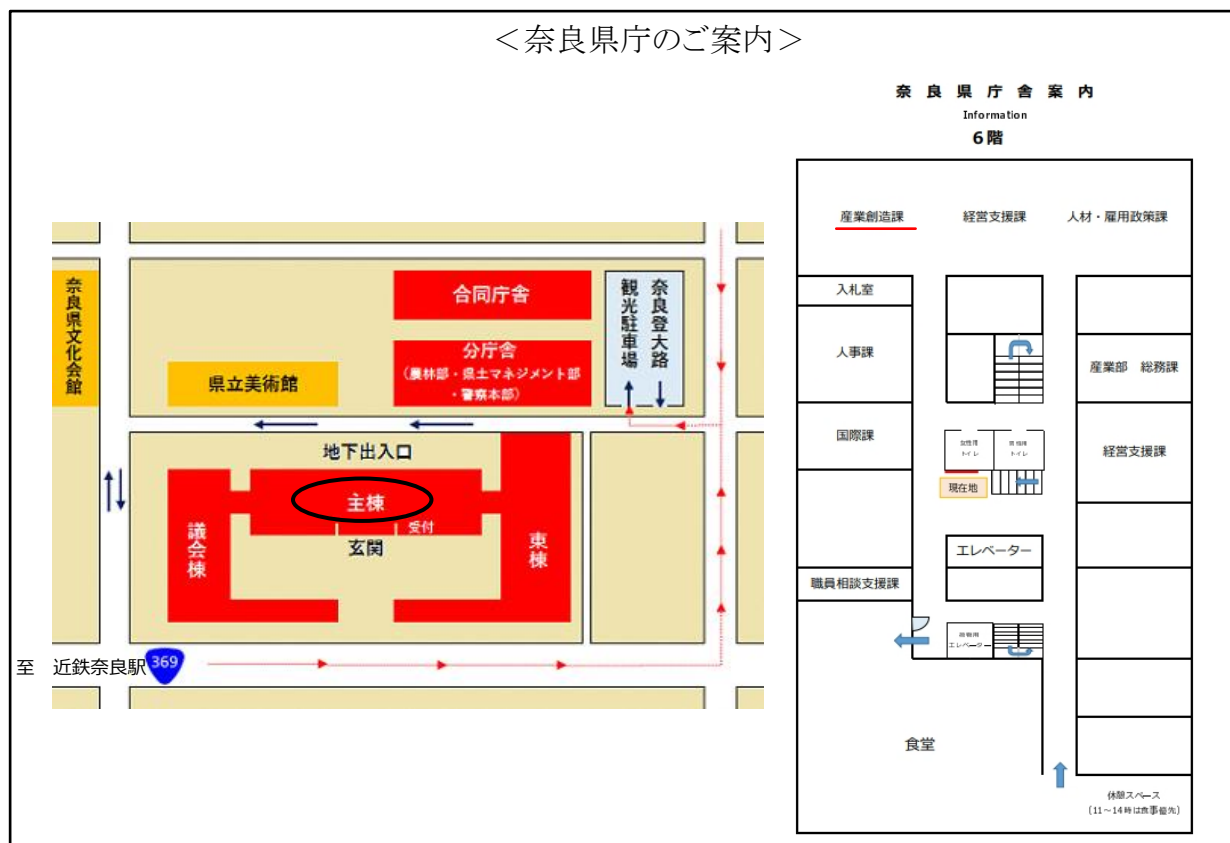
各1部

(6) 提出先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地（主棟6階）

奈良県 産業部 産業創造課 宿泊施設誘致係

TEL: 0742-27-8872 FAX: 0742-27-4473



(7) 問い合わせ先

上記「(6) 提出先」に同じ。

4. 事業計画認定までの流れ

- (1) 事前相談の受付
： 令和6年8月26日（月）～令和7年1月31日（金）
- (2) 事業計画認定申請書の受付
： 令和6年8月26日（月）～令和7年1月31日（金）
- (3) 事業計画認定申請書の審査
： 令和7年2月中【予定】
- (4) 認定又は不認定通知
： 令和7年3月中【予定】

5. 補助申請要件

- (1) 申請の対象者
宿泊施設の新設・増改築等に係る投下資産を取得する者
- (2) 補助対象地域
奈良県内全域
- (3) 補助申請要件

以下の「i」及び「ii」を満たす必要があります。

- i. **ホテル・旅館の新設、増改築等**であること。（簡易宿所や風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定する施設は対象外）
- ii. 客室数及び投下資産の額が以下の「ア」～「エ」のいずれかの要件に該当すること。

	総客室数	投資する当該宿泊施設に係る投下資産の額
ア	5室以上10室未満	1億円以上
イ	10室以上20室未満	2億円以上
ウ	20室以上30室未満	3億円以上
エ	30室以上	5億円以上

- ※ 県のその他の補助制度・利子補給との併用はできません。
- ※ 適正な価格で県から権原を得た土地に宿泊施設を新設する場合は補助対象とします。

※ 上記いずれも、事業計画認定申請時に要件を満たしていても、操業開始日時点で要件を満たさなくなったときは、認定の取消し要件に該当し、補助金の交付はできません。

(注) 宿泊施設…旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の許可を受けた県内の施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定する施設を除く。）をいう。

新 設…宿泊施設の新築又は宿泊施設の用に供するために宿泊施設以外の施設の増築、改築、改装、改修、修繕等により、新たに宿泊施設を開業する（旅館業の営業許可を新規取得する）ことをいう。

増改築等…既存の宿泊施設（旅館業の営業許可を既に取得している宿泊施設）において、施設の増築、改築、改装、改修、修繕等を行い、宿泊施設の用に供することをいう。

総客室数…操業開始日（新設の場合は旅館業の営業許可を受けた日、増改築等の場合は当該工事箇所又は導入設備等の全部を供用した日）時点での、旅館業の営業許可における施設の客室数をいう。

投資額…補助対象経費（「6. 補助金の額 （1）補助対象経費」参照）のみで要件を満たすこと。

6. 補助金の額

(1) 補助対象経費

投資する当該宿泊施設に係る投下資産の取得に要する費用であって知事が認めるもの

「投下資産の取得に要する費用」の考え方（留意点）

ア. 当該宿泊施設のうち所得税法施行令の規定による「建物及びその附属施設」「構築物」「機械及び装置」に限り、**ます。**

(主な補助対象外)

- ・ 土地に係る所有権、賃借権、地上権等の取得に要する費用
- ・ 造成工事費
- ・ 既存施設（建物及びそれに付随する設備等）の取得に要する費用
- ・ 地中ガラ、既存の施設及び設備等の撤去に要する費用
- ・ 工具、器具及び備品の取得に要する費用（客室用ベッド、冷蔵庫等）
- ・ 庭木等の立木の取得に要する費用 等

イ. **消費税及び地方消費税は除きます。**

ウ. **旅館業の許可を受ける範囲**や**旅館業の用に供するもの**に限り、**ます。**

(複合施設等、**申請の対象となる建物の一部のみが旅館業の許可を受ける場合や、申請の対象となる建物以外の建物等を併せて旅館業の許可を受ける場合は、事前相談の段階で必ずその旨申し出てください。**)

エ. **申請者が所有するもの**に限り、**ます。**

オ. 国、市町村等の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等に相当する額を補助対象経費から除きます。

(2) 補助金の額

補助対象経費の10%

※ 100万円未満の端数があるときは、切り捨てます。

(3) 補助上限額

1億円

当該宿泊施設の客室数が100室以上であり、かつ、平均客室面積が20㎡以上である場合は **2億円**

- ※ 事業計画認定後の計画の変更等により、補助対象経費に該当する金額が増加した場合でも、当初の事業計画認定申請書に記載された金額を上限とし、補助金の交付額を算出します。

7. 審査の実施

(1) 審査の日程

事業計画認定申請書の審査 : 令和7年2月中【予定】

(2) 補助申請要件を満たす申請額が令和6年度当初予算額を上回るとき

補助申請要件を満たす各申請の補助額を、各申請の補助額の合計で除したものを按分率とし、令和6年度当初予算額（債務負担5億円）に按分率を乗じたものを補助認定額とします（100万円未満切り捨て）。

【按分例】（令和6年度当初予算額（債務負担）：5億円）

申請者	補助認定申請		按分率 (C=A/B)	補助認定額 (C×5億円)
	補助対象経費	補助額 (A)		
A社	50億円	2億円	25%	1.25億円
B社	40億円	2億円	25%	1.25億円
C社	30億円	1.5億円	18.75%	0.93億円
D社	30億円	1.5億円	18.75%	0.93億円
E社	20億円	1億円	12.5%	0.62億円
計	170億円	(B) 8億円	100%	4.98億円

※上記は、全ての申請が「宿泊施設の客室数が100室以上であり、かつ、平均客室面積が20㎡以上である場合（補助上限2億円の場合）」を例示

(3) 審査に当たる留意事項

- ・ 県より内容確認や補正依頼があったときは、速やかに対応願います。
また、県からの修正依頼があったときを除き、提出後の事業計画認定申請書の差替・追加等は一切認めません。
- ・ 審査過程に関するお問い合わせには、一切回答致しません。
- ・ 必要に応じ、申請書を用いて県職員以外の有識者に意見を聴取することがあります。（聴取に当たっては、申請者名等を伏せます。）

8. 認定／不認定通知

令和7年3月末までに、申請者に対し、文書で「認定」又は「不認定」の通知を行います。

- ※ 認定通知より前の着工はできません。
- ※ 不認定通知に対し、異議申し立てすることはできません。

9. 認定後の留意点

(1) 着工

認定を受けた日から令和8年3月31日までに着工してください。当該期間内に着工ができない場合は、事業計画の認定を取り消します。着工後10日以内に「工事着工届出書」（第4号様式）を提出してください。

(2) 操業

着工した日から3年以内に操業を開始（新設の場合は旅館業の営業許可を受けること、増改築等の場合は当該工事箇所又は導入設備等の全部を供用すること）してください。当該期間内に操業が開始できない場合は、事業計画の認定を取り消します。

操業後10日以内に「操業開始報告書」（第5号様式）を提出してください。

（新たに旅館業の営業許可を受ける場合は旅館業の営業許可申請書及び営業許可証を、旅館業営業許可の変更等を伴う場合は変更届等（それぞれ写しで可）を添付してください。）

操業開始後でなければ、補助金の交付（支払）申請はできません。

(3) 計画の変更

計画の変更（整備内容、事業実施スケジュール、補助対象経費、営業形態等の変更）をしようとするときは、あらかじめ「奈良県宿泊施設立地促進事業補助金事業計画変更申請書」（第2号様式）を提出し、知事の承認を受けてください。

計画の変更の結果、「5. 補助申請要件」に記載する要件等を満たさなくなるとき、令和8年3月31日までに着工できないとき又は着工した日から3年以内に操業を開始できないときは、事業計画の認定を取り消します。

また、上記に該当しない変更でも、適切な時期に計画変更申請書が提出されない場合は、事業計画の認定を取り消すことがあります。

但し、次の要件を全て満たすときは、計画変更申請書の提出は不要です。

- ・整備内容やスケジュールの変更を伴わないとき。
- ・計画変更後も補助対象経費が投下資産要件の額以上であるとき。（下回る場合は、書面による報告が必要。）
- ・計画変更に係る補助対象経費の減少額が、認定時の補助対象経費の20%以内であるとき。

※提出より前に、必ず事前相談をお願い致します。

(4) 計画の廃止

計画を廃止しようとするときは、あらかじめ「奈良県宿泊施設立地促進事業補助金事業計画廃止承認申請書」（第3号様式）を提出してください。

なお、認定を受けた後に計画を廃止した場合は、原則として、当該事業計画に記載された宿泊施設の存する土地を含む事業計画の再提出はできません。

※提出より前に、必ず事前相談をお願い致します。

(5) その他報告義務等

ア. 県の他の補助金等の活用をしようとするとき

事業計画の認定の取消しの対象となりますので、必ず書面にて報告してください。

イ. 補助事業者の地位を変更するとき

認定を受けた方の地位は、合併、分割又は譲渡その他特別な事由がある場合に限り承継することができます。補助金に係る一切の権利及び義務を含めて承継しようとするときは、あらかじめ「地位承継承認申請書」（第6号様式）を提出し、知事の承認を受けてください。

※ 認定を受けられた方には、改めて手続きについて説明致します。

※ 上記にかかわらず、報告等の要否の判断に迷うときは、必ず「3（7）問い合わせ先」まで連絡してください。

10. 操業後の留意点

(1) 補助金の交付申請

当該宿泊施設に係る操業開始日から起算して60日を経過した日又は操業開始日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに「奈良県宿泊施設立地促進事業補助金交付申請書及び補助事業実績報告書」（第7号様式）を提出してください。

交付申請の内容が適正であれば、県より交付決定通知を发出致します。

(2) 補助金の交付

2か年に分割し、交付することがあります。

※2か年に分割し交付するときは、その旨を交付決定通知に記載します。

(3) 営業の休止又は廃止

操業した日から10年以内に、宿泊施設の営業の全部又は一部を休止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ「営業休止・廃止承認申請書」（第9号様式）を提出し、知事の承認を受けてください。補助金の返還を請求します。

旅館業の営業許可を受けた範囲内で営業する事業者（飲食店、小売店等）が営業を休止し、又は廃止するときも同様です。

※提出より前に、必ず事前相談をお願い致します。

なお、操業を開始した日から10年間は、毎年3月31日までに「営業状況報告書」（第12号様式）により営業状況を報告することが義務づけられています。

(4) 財産の処分

取得価格が100万円以上の財産を、耐用年数が満了するまでに処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保に供するとき等を含む。）しようとする場合及び要綱第6条第2項の規定による認定又は同条第5項の規定による変更の承認を受けた事業計画に係る当該宿泊施設に関する信託法（平成18年法律第108号）第2条第7項に規定する受益権を処分しようとする場合は、あらかじめ「財産処分承認申請書」（第10号様式）を提出し、知事の承認を受けてください。必要があると認められる場合は補助金の返還を請求します。

※提出より前に、必ず事前相談をお願い致します。

なお、財産取得に係る証拠書類等は、操業から10年目の3月31日までは確実に保管してください。

(5) その他報告義務等

ア. 補助事業者の地位を変更するとき

補助金の交付を受けた方の地位は、合併、分割、譲渡その他特別な事由がある場合に限り承継することができます。補助金に係る一切の権利及び義務を含めて承継しようとするときは、あらかじめ「地位承継承認申請書」（第6号様式）を提出し、知事の承認を受けてください。

イ. 旅館業を営むに当たり重要な変更が生じるとき

施設の名称、旅館業を営む者（補助事業者と契約等締結する相手方）フランチャイズ契約の相手方、旅館業の営業許可を受けた範囲内で営業する事業者（飲食店、小売店等）等に変更が生じるときは、あらかじめ書面にて報告してください。

※ 上記にかかわらず、報告等の要否の判断に迷うときは、必ず「3（7）問い合わせ先」まで連絡してください。

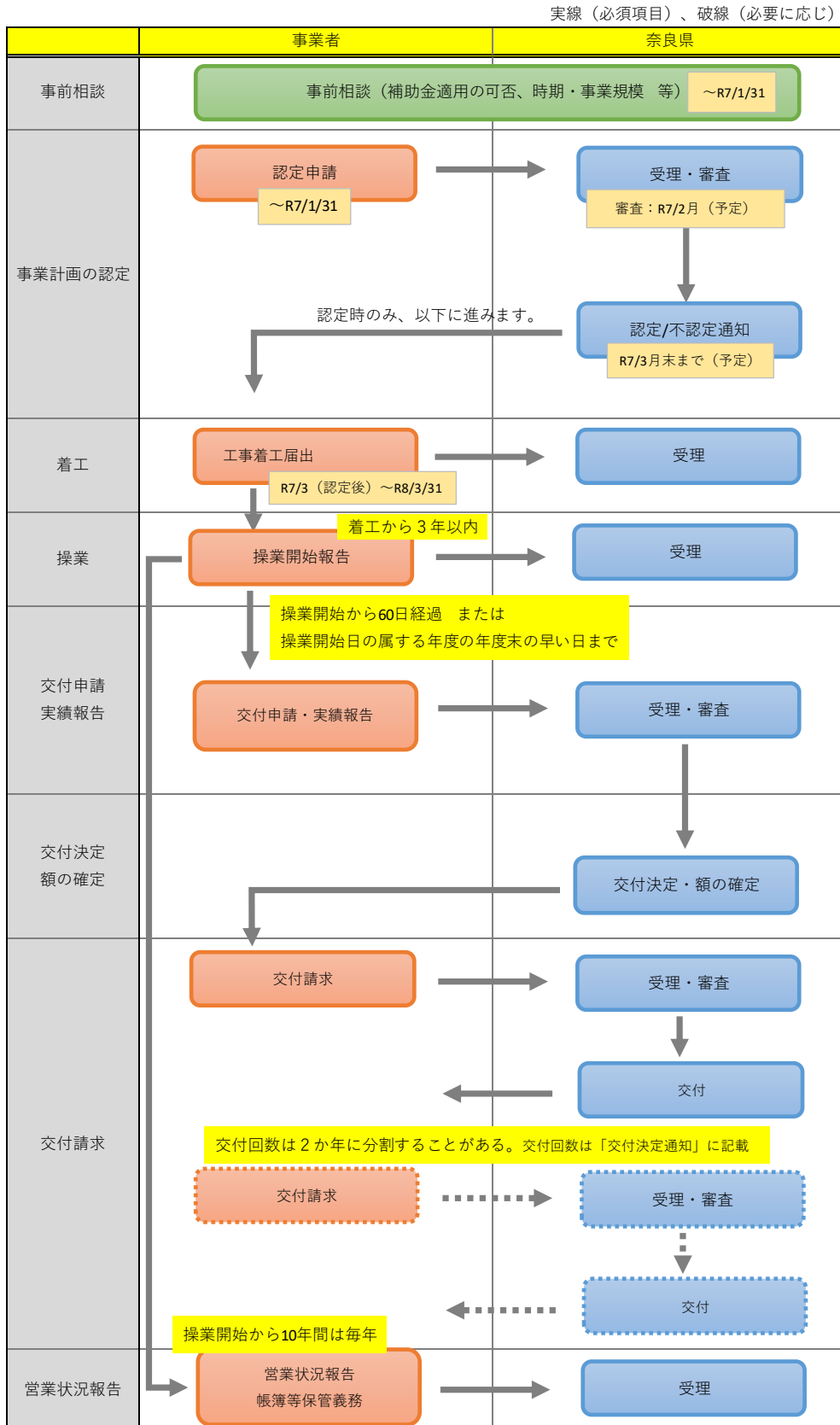
(6) 補助金再申請の制限

本補助金の交付を受けた事業については、交付後10年間は補助金の対象としません。

11. その他

- (1) 本事業で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 事業計画認定申請書の作成に係る一切の経費については、申請者負担とします。
- (3) 提出された事業計画認定申請書は、認定、不認定にかかわらず返却致しません。ただし、本事業の審査に関する事以外には使用しません。
- (4) 提出された全ての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。（条例第7条の規定に基づき、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の一部等を除く。）

<フロー図>事務の流れを簡単に示したものです。計画の変更や財産の処分、その他の変更は下図に記載していませんので、疑問点などがあれば、必ず「3（7）問い合わせ先」まで連絡してください。



< 「奈良県宿泊施設立地促進事業補助金事業計画認定申請書」 添付書類 >

番号	添付書類名	添付
1	法人（企業）のパンフレット	
2	法人の定款	
3	法人の登記事項証明書（全部事項証明書）（写）	
4	旅館業の経営形態が分かる（所有者、経営者、運営者等）資料	
5	法人の連結財務諸表（過去3年分）	
6	県税に滞納のない証明書（3か月以内に発行されたもの）	
7	位置図（建築確認申請時に添付するもの、住宅地図等）	
8	資金計画書 （金融機関との調整状況や投資家募集の計画・見込等を記載）	
9	収支計画書（操業開始から10年間）	
10	土地の権原取得の可能性が高いことが分かる資料 （仮契約書、所有者の同意書等）	
11	宿泊施設全体の配置図（敷地と家屋の位置関係が分かるもの、 旅館業の敷地範囲及び計画認定申請の対象範囲を図示すること。）	
12	各階の平面図（旅館業の対象範囲を図示すること。）	
13	建設計画書（宿泊施設の月次別建設計画が分かるもの）	
14	当該宿泊施設に係る投下資産の額の根拠となる資料	
15	客室数、収容人数及び平均客室面積の根拠となる資料	

※その他、知事が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

※添付書類は原則として日本工業規格Aサイズで編綴してください。